

名古屋市成年後見制度利用支援事業 ～ 被後見人等が亡くなった後の報酬助成の申請について ～

被後見人等…亡くなった成年被後見人、被保佐人、被補助人を指します。

後見人等…被後見人等が生前の成年後見人、保佐人、補助人を指します。

後見監督人等…被後見人等が生前の成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人を指します。

後見業務等…成年後見人、保佐人、補助人が行う業務を指します

1 申請窓口

被後見人等が亡くなった時点における住所地の区役所福祉課

※援護の実施区（生活保護の実施区など）と被後見人等の住所地が異なる場合は
援護の実施区の区役所福祉課窓口となります。

2 申請者

被後見人等の後見人等及び後見監督人等

※後見人等が親族（本人の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹）である場合は、助成
対象とはなりません。

3 助成対象となる要件

被後見人等の相続人及び相続財産管理人から報酬を受領することができない
理由がある場合で、被後見人等が死亡日時点において、原則として、名古屋市
内に住所を有し、かつ、以下のいずれかの要件に該当していることが必要です。

ア 生活保護を受給している方

イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方

ウ その他助成を受けなければ、制度の利用が困難であると市長が認める方

ウの「市長が認める方」とは、以下の①から④のすべてに該当する方です。

① 市町村民税非課税世帯

② 世帯の年間収入が単身世帯で 150 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 50
万円を加算した額以下

③ 世帯の預貯金等の額が単身世帯で 350 万円、世帯員が 1 人増えるごとに
100 万円を加算した額以下

④ 世帯員が居住する家屋その他日常生活に必要な資産以外に利用し得る資
産を所有していない。

4 対象となる経費

○助成対象となる経費は、以下の2点です。

(1) 後見人等および後見監督人等の報酬

○助成額は、家庭裁判所が審判により決定した報酬額です。

※ただし、対象となる報酬は、平成22年10月1日以降の後見人等及び後見監督人等の業務に対する報酬です。

○助成上限額は、後見人等および後見監督人等1人あたり月額28,000円です。

※令和4年3月31日以前の報酬額に対する助成上限額は、被後見人等一人あたり月額28,000円です。

※家庭裁判所の決定した報酬でも上限額を超えた分については、助成対象とはなりません。

(2) 後見業務等に要した交通費等の必要経費

○助成額は、家庭裁判所が報酬を決定した対象期間および対象期間後～申請日までの間において、「後見人等として本人のために行った業務に要した経費」の実費です。一方で、「被後見人等の生活費」や、「後見業務等に要した経費でないもの」などは対象となりません。具体的な対象・対象外の例は以下のとおりです。

<対象となる経費の例>

○報酬付与の対象期間において後見業務等に要した以下の経費

・交通費 ・郵送料 ・各種手数料（戸籍・住民票の取得費用など） ・書類のコピー代

※令和4年3月31日以前に要した経費は助成対象となりません。

<対象とならない経費の例>

・日用品の購入費、家賃、食費などの生活費 ・医療費 ・福祉サービス利用料

・報酬付与の対象期間より前に要した経費 ・その他後見業務等に要した経費でないもの

<助成額算定にあたっての留意点>

✓報酬の対象期間の月数を計算するにあたり、報酬期間が月の半数に満たない月については1月とみなしません。

例) 家庭裁判所が審判した報酬の対象期間 R2.8.1～R3.7.31 ⇒ 12ヶ月

家庭裁判所が審判した報酬の対象期間 R2.8.25～R3.7.31 ⇒ 11ヶ月

✓報酬助成金額の計算に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てます。

✓報酬付与の審判額に対する助成上限額（後見人等および後見監督人等1人あたり月額28,000円）に後見業務等に要した交通費等の必要経費は含みません。

✓具体的な助成額の計算例については、ホームページに掲載している「報酬助成の助成金額計算例」をご確認ください。

5 申請に必要な書類

	生活保護受給者	中国残留邦人等 支援給付受給者	その他市長が認め る者に該当する
報酬助成金交付申請書・特例用 (要綱第2号様式の2)【市様式】	○	○	○
報酬付与の審判書の写し	○	○	○
後見業務等に要した必要経費申告書 (要綱第2号様式の3)【市様式】 ※対象経費として、「後見業務等に要した必要 経費」を申請しない場合は提出不要です。	△	△	△
被後見人等の生活保護受給証明書 (死亡日時時点で受給していたことがわかるもの)	△ [生活保護の実施主 体が本市以外の場合 にのみ必要]	—	—
被後見人等の中国残留邦人等支援給 付の受給証明書	—	○	—
被後見人等及び世帯全員の市町村民 税非課税証明書	—	—	○
収入・資産等申告書 特例用 【市様式】	—	—	○
被後見人等の死亡が確認できるもの (住民票除票等)	△ [死亡時点の住所地が名古屋市以外の場合のみ必要]		
被後見人等と申請者の関係がわかる もの(登記事項証明書)	○	○	○

※対象経費として「後見業務等に要した交通費等の必要経費」を申請する場合、申請時に領収書や帳簿等の関係書類の提出は不要ですが、申請日の属する年度の翌年度から5年間、申請者各自での保管をお願いします。審査のために追加で提出を求める場合がございます。

☆収入・資産等申告書の記入及び提出方法について

- 収入金額には、前年1月から12月までの1年間の収入を記入してください。被後見人等の死亡日が1月から6月の場合は前々年の1月から12月までの収入を記入してください。
※収入には非課税年金や仕送りなど課税対象とならないものも含まれます。
- 預貯金額には、被後見人死亡日時点の金額を記入してください。
- 申告書に添付していただく書類
預貯金額のわかるもの(預金通帳の写し、預金証書の写し、有価証券の写し等)
- 申請書提出の際にお持ちいただく書類
申告書にご記入いただいた収入金額が確認できるもの(年金証書、源泉徴収票、給与明細等)※写しを提出していただいても構いません。

✿ 後見等の報酬助成を申請される方へのお願い ✿

○後見業務等に要した交通費等の必要経費を対象経費として申請する場合、申請時に領収書や帳簿等の関係書類の提出は不要ですが、申請日の属する年度の翌年度から5年間、申請者各自での保管をお願いします。審査のために追加で提出を求める場合がございます。また、申請内容を審査させていただき、申請額の一部を交付決定もしくは申請却下する場合がございます。

○虚偽の申請により、当該助成金を不正に受給した場合は、返還を求めるとともに、名古屋市補助金等交付規則に基づき計算した加算金および延滞金を請求します。

●問い合わせ先●

各区役所福祉課

※本人（被後見人等）が市外にお住まいの場合で申請する区が分からないときは、下記までご連絡ください。

健康福祉局地域ケア推進課地域支援係 Tel 052-972-2549 Fax 052-955-3367